

令和6年度
監査計画書

山梨市

令和6年度 山梨市監査計画

令和6年4月1日
監査委員決定

山梨市監査委員事務局規程第5条に基づき、令和6年度に実施する監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）は、この計画に定めるところにより実施する。

なお、本監査計画において、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は「健全化法」と表記する。

1 基本方針

市の事務や事業について、法令等に則って適正に行なわれているかという合规性の観点はもとより、最小の経費で最大の効果を挙げているかという経済性・効率性の観点・所期の目的を達成しているかという有効性の観点からも積極的に検証を行なうものとする。併せて、監査の結果に基づく改善状況を把握し、監査の実効性を確保する。

2 年間監査計画

令和6年度において実施する監査等の種類及び対象は次のとおりとし、それぞれの具体的な内容については、別に定める。

なお、実施予定時期については、令和6年度年間監査計画書（別紙）によるものとする。

3 監査等の種類及び対象

(1) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項、地方公営企業法第31条）

各会計の毎月の現金の出納を対象として、毎月の計数が正確なものとなっているかを検査する。

(2) 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

ア) 事務及び財産管理監査

令和6年度の市における事務及び事業の執行全般を対象として実施する基本的な監査として、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行なわれているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行なわれているかという観点から実施する。

なお、監査を効率的に実施するために、課ごとに重点的に監査を行なう事業、または事項をあらかじめ設定する。

イ) 工事監査

原則として令和6年度中において市が施工している工事等を対象として実施する。

なお、監査を効率的に実施するために、重点的に監査を行なう事項をあらかじめ設定する。

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

市が補助金等の財政援助を行なっている団体等の、原則として令和 6 年度の事業執行を対象として実施する。

ア) 財政援助団体

市が補助金等を交付している団体について、その事業が補助等の目的に沿って適正で効率的・効果的に行なわれているかを主眼として監査を実施する。

イ) 出資団体

市が出資や出捐を行なっている団体について、その事業が出資や出捐の目的に沿って適正に運営されているか、会計経理等が適正に行なわれているかという観点とともに、事業運営が効率的に行なわれているかという観点からも監査を実施する。

ウ) 公の施設の指定管理者

市が指定管理者に管理を行なわせる施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行なわれているかという観点から監査を実施する。

(4) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

令和 5 年度決算を対象として審査する。

決算、その他の関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の経営が、適正かつ効率的に行なわれているかどうかについて審査する。

(5) 基金の運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

令和 5 年度の基金の運用状況を対象として、基金の運用状況調書等の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行なわれているかを主眼として検査する。

(6) 健全化判断比率審査（健全化法第 3 条第 1 項）

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数の正確性について審査する。

(7) 資金不足比率審査（健全化法第 22 条第 1 項）

公営企業における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数の正確性について審査する。

(8) 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

市の特定の事務や事業の執行を対象として実施する。

監査の実施に当たっては、テーマを選定し、その事務や事業が効率的・効果的に行なわれているかという観点を主眼として実施する。

ア) 個別事業

各課の事業の中から、重点的に掘り下げて検証する必要がある事務について監査を実施する。

イ) 共通事業

各課共通の事務の中から、全庁的・横断的に検証する必要がある事務について監査を実施する。

(9) 随時監査 (地方自治法第 199 条第 5 項)

必要があると認めるとき、定期監査に準じて、その都度実施する

(10) 特別監査

請求・要求により実施する。

ア) 住民の直接請求に基づく監査 (地方自治法第 75 条)

イ) 議会の請求に基づく監査 (地方自治法第 98 条第 2 項)

ウ) 市長の要求に基づく監査 (地方自治法第 199 条第 6 項)

エ) 住民監査請求に基づく監査 (地方自治法第 242 条)

4 監査の方法

「山梨市監査基準」及び「監査実施要領」に基づき行なう。

5 報告、公表 (地方自治法第 199 条第 9 項)

(1) 例月現金出納検査については、毎定例議会に報告する。

(2) 決算審査意見書、健全化判断審査意見書及び資金不足比率審査意見書については、9月定例議会に提出する。

(3) 定期監査等については、定例議会に報告し、その後公表する。

6 リスク管理体制の研究 (山梨市監査基準第 8 条第 1 項)

(1) 監査の対象となる事業におけるリスクの事例抽出

(2) 内部統制導入の先進事例及び体制等の研究

(3) 導入後における(仮称)内部統制評価報告書の審査方法等の検討

(別紙)

令和6年度 監査計画書

月 監査種別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
例月現金出納検査	毎月20日を基準として実施											
定期監査							○	○	○	○		
財政援助団体等監査							○	○	○	○		
決算審査			○	○	○							
基金の運用状況審査			○	○	○							
健全化判断比率審査			○	○	○							
資金不足比率審査			○	○	○							
行政監査	必要があると認めるときはテーマを定めて実施する。											
随時監査	必要に応じて実施する。(財務監査)											
特別監査	請求又は要求の都度実施する。(受理後60日間)											
リスク管理体制の研究	随時実施する。											

監査種別 対象	監査等の対象	監査等の範囲	根拠法令
例月現金出納検査	会計管理者の行なう 現金等の出納事務及 び保管状況 (現金出納員含む)	検査執行日の前月分	地方自治法第235条 の2第1項 地方公営企業法第31 条
定期監査	[事務監査] 全課 [工事監査] 工事所管課	[事務監査] 令和6年4月から9月末ま でに執行した事務事業等 [工事監査] 原則として令和5年度中 に施工している工事等か ら選定	地方自治法第199条 第1項及び第4項
財政援助団体等監査	財政援助団体 出資団体 指定管理者	原則として令和6年度中 に執行した事務事業等	地方自治法第199条 第7項
決算審査	一般会計 特別会計 公営企業会計	各会計及び各公営企業会 計の令和5年度決算	地方自治法第233条 第2項地方公営企業 法第30条第2項
基金の運用状況審査	運用基金	令和5年度における運用 状況	地方自治法第241条 第5項

健全化判断比率審査	令和5年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類	健全化法第3条第1項
監査種別	対象	監査等の対象
資金不足比率審査	令和5年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類	健全化法第22条第1項
行政監査	必要があると認めるときはテーマを定めて実施する。	地方自治法第199条第2項
随時監査	必要に応じて実施する。（財務監査）	地方自治法第199条第5項
特別監査	請求又は要求の都度実施する。（受理後60日間）	地方自治法第75条、第98条第2項、第199条第6項、第242条
リスク管理体制の研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査対象事業におけるリスクの事例抽出 ・ 内部統制導入の先進事例及び体制等の研究 ・ 導入後における（仮称）内部統制評価報告書の審査方法等の検討 	山梨市監査基準第8条第1項